

○農林水産省令第四十七号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）
第七条第一項ただし書の規定に基づき、植物防疫
法施行規則の一部を改正する省令を次のように定
める。

平成二十年七月十六日

農林水産大臣 若林 正俊

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一号を加える。

三 ウリミバエの防除を行うことを目的とし
て、生殖を不能にされたウリミバエを生産す
るため、ウリミバエの繁殖の用に供すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。